

# 熊本県公報

号外第 2 4 号  
平成 23 年 7 月 4 日(月)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

- 訓 令  
○熊本県全国豊かな海づくり大会準備室設置規程…………… (人事課) 1

## 訓 令

### 熊本県訓令第 6 9 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県全国豊かな海づくり大会準備室設置規程を次のように定める。  
平成 2 3 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県全国豊かな海づくり大会準備室設置規程  
(設置)

第 1 条 第 3 3 回全国豊かな海づくり大会（以下「海づくり大会」という。）の開催の準備に関する事務を処理するため、農林水産部水産局水産振興課に全国豊かな海づくり大会準備室（以下「室」という。）を置く。

(分掌事務)

- 第 2 条 室の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 海づくり大会の企画及び調整に関すること。
  - (2) 海づくり大会の広報及び啓発に関すること。
  - (3) 海づくり大会の関連事業に関すること。
  - (4) その他海づくり大会の開催の準備に関すること。

(職員)

- 第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。
- 2 室に、課長補佐を置くことができる。
  - 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

- 第 4 条 室長は、農林水産部水産局水産振興課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
  - 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

- 第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 3 6 年熊本県訓令甲第 2 9 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、農林水産部水産局水産振興課長が専決する。
- 2 前項の課長専決事項について、農林水産部水産局水産振興課長が不在のときは、室長が代決することができる。
  - 3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ農林水産部水産局水産振興課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第 6 条 室の庶務は、農林水産部水産局水産振興課において行う。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 2 3 年 7 月 4 日から施行する。
- 2 熊本県庁処務規程の一部を次のように改正する。  
別表第 3 農林水産部水産局水産振興課の項に次の 1 項を加える。

		15 全国豊かな海づくり大会準備室に関すること。						
		(1) 海づくり大会の企画及び調整に関すること。						
		(2) 海づくり大会の広報及び啓発に関すること。						
		(3) 海づくり大会の関連事業に関すること。						
		(4) その他海づくり大会の開催の準備に関すること。						